

第十回国会 通商産業委員会 會議録 第七号

(一四二)

昭和二十六年二月十二日(月曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君

理事今澄 勇君

小川 平二君 澁谷雄太郎君

高木吉之助君 永井 要造君

中村 純一君 福田 一君

南 好雄君 村上 勇君

河野 金昇君 佐伯 宗義君

風早八十二君 田代 文久君

河口 陽一君

出席政府委員

公益事業委員 松本 丞治君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

公益事業委員 松田 太郎君

中小企業の技術者養成に対する国庫補助の陳情書(佐賀地方労働基準審議会会長糸川勇次郎)(第一六九号)

備蓄輸入対策に関する陳情書(大阪市北区堂島町一番地関西経済連合会会長中橋武二)(第一九一号)

電気事業再編成に伴う善後措置に関する陳情書(中国市議会議長会長浜田市議会議長戸津川善吉)(第一九三号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

實用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

(内閣提出第一五号)

意匠法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

商標法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

電気及びガス事業に關する件

○小金委員長 これより通商産業委員会を開会いたします。

まず特許法の一部を改正する法律案、實用新案法の一部を改正する法律案、意匠法の一部を改正する法律案、弁理士法の一部を改正する法律案及び商標法の一部を改正する法律案、以上

の五件を一括議題といたします。これらの各案につきましては前回の委員会において大体の賛否を終了いたしました。他に御発言はございませんか。

別段御発言がないようであります。それではこれにて質疑を終局いたします。

ただいまから五案を一括して討論に付します。討論は通告の順にこれを許します。中村幸八君。

○中村(幸)委員 ただいま一括議題となつております特許法の一部を改正する法律案等五つの法律案に對しまして、自由党を代表して若干の希望條件を付して賛成の意を表するものであります。

今回政府において以上五つの法律を改正しようとする趣旨は、戦後貨幣価値が非常に下落し、また物価指数もたいへん騰貴いたしておりまして、これらの物価指数と均衡をとる意味において、特許料あるいは登録料、また特許法等による過料等を引上げよう、こういう趣旨のようであります。かつ他の法令による諸料金というようなものが現在物価指数に順応して相当高く引上げられておるにかかわらず、特許料等は依然として低いところにおかれてある。従つてこの際特許料を引上げてもらおう、こういう御趣旨のようでございます。この意味において、われわれ何ら異議をさしはさむ点はないのであります。ことに政府の御説明によると、今回の料金等の引上げによつて、権利者等に過重負担を與えないように十分

な考慮を拂つておるということでありまして、一層この点において今回の改正が妥當であるといふことは認められるのであります。しかしながら今回の三倍あるいは五倍に上る料金の引上げによりまして、発明者の中には一時に多額の特許料等を支拂うこともできない者も出て来るおそれがあるものであります。そこでこういう気の毒な方々のためには、発明の奨励団体である帝國発明協会というようなものがある。積極的に発明者の保護育成等に任じていただきたい、こういうことを一つの希望意見として申し上げるのであります。

第二の希望意見といたしましては、今回の料金引上げによつて、政府としては国庫の収入がふえるのであります。から、反面政府の発明者等に對するサービスという面においても、同時にひとつ考慮改善を十分はかつていただきたい、こう考えるのであります。承れば、現在特許発明の出願件数が十万件以上も停滞いたしておるということでありまして、これは一年分の出願件数以上上るものであります。中には二年、三年未処理のままに放置されておるというような発明出願もあるものであります。かようなこととありますれば、発明の指導奨励のためにまことに遺憾に思ひますので、政府におきましては審査官等の増員、あるいはまた審査資料等の改善をはかり、またさらにあらゆる審査能率を向上するための、各種の手段方法等を講ぜられるように、特に希望するのであります。

次に第三の希望意見といたしましては、政府は従来特許料関係の経費をいたしましては、特許料等による国庫の収入の範囲でまかなつておつた、こういう御説明であります。が、特許料の会計というものは独立採算制をとる必要はないのであります。むしろ国庫の収入いかににかかわらず、どしどし発明研究等に對しましては、積極的に経費を多額に計上いたしまして、そして発明の奨励に努めていただきたい。

以上三つの希望條件を付しまして私は自由党を代表いたしまして本案に賛成の意を表するものであります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 ただいま議題と相なりました特許法の一部を改正する法律案外四法律案につきまして、私は国民民主党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。そも、本法案に盛りられておる特許料、登録料の引上げは、さきに改正せられた料金の改正を繰ること実に四歳、その間特許料は——これは特別会計ではありませんが、収支会計をいつも口ぐせにせられる特許庁のお役人の方の常識を私は疑うのであります。そういうことにとんちやなく、どしどし滞りがちの許可申請などを処理して行つてもらいたいと思ふのであります。現に私どもの知りまします範囲でも、一年二年という長い間待ちくたたされて、困り抜いてゐる実情はさうでありまして、審判官一人当りの処理件数の膨大さは、世界にまれ

二月八日 度量衡法改正に關する請願(川西清君紹介)(第四九三号)

の審査を本委員会に付託された。

二月五日 信用保証協会の保証額に對し政府資金による再保証の陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会事務局長達林正吉)(第一五五号)

第一類第十一号 通商産業委員会會議録第七号 昭和二十六年二月十二日

なありさまであります。科学技術の発達に、欧米とさまで遜色のない程度にありまうるが日本において、これが特許登録の許可、受理等に、かくもひどい遅滞を来すことは、笑うべき愚昧な官僚の非科学性に基くものでありまして、技術を軽蔑する官僚機構の最も端的な一例かと存するのであります。

本法律案の手数料の引上げ、罰金過料の引上げ等は、民事訴訟法の罰則に照応することは当然でありまして、あえて異論はないのであります。むしろ問題は、小にしては公共の福祉増進、大にしては民族国家の産業貿易の発展上、ささたる会計上の問題にこだわらず、大胆に主計当局と強力に折衝せられまして、大所高所より予算を獲得し、つまらぬ機構拡充にうき身をやつさず、こういう方面に有為の人材を集めて、文字通り、機の下の方を持ちたいな境遇に陥れずにやつてもらいたいと思うのであります。

一年、二年というばかげた長年月を待たされるという申請者の苦痛と、一人当たり数件を持ちかかえて難詰している審判官諸君のためには、大臣以下はよろしく、勇猛果敢に大蔵省と談判してもらいたい。それだけを私は、国民民主党の党是とする科学技術の進歩向上のために注文して、賛成の討論といたします。

○小金委員長 次は今澄君。

○今澄委員 ただいま議題となつた特許法の一部を改正する法律案外四件に對しまして、私は日本社会党を代表いたしますして、以下数点の希望條項を付

して、賛成の意を表するものであります。

周知のごとく、最近の経済事情の變動、具体的に言うならば、物価及び物価指数の異常な高騰や、また他の諸法令における料金の引上げ率や、政府の予算上におけるバランス等を比較考慮するならば、この程度の引上げ率は、たいてい無理のないところかと考えるものであります。

ただ一方においては、この種の発明発見の特許など、今後のわが国の産業貿易上、多大な貢獻と寄與を期待し、かつ極力奨励しなければならぬ現状におきましては、これら民間の有識者に対して、極端な負担を與えるということとは、何としても心しなければならぬのであります。ことに、ともすれば経済的に恵まれることの少い町の発明家などに対しては、この感を深くする次第であります。

特許庁当局としては、常に無理難題な非科学的な大蔵官僚の、一般的に予算上における削減におびえて、常に收支のバランス、いわば独立採算制的なことを念頭においておられるようであるか、国家、民族の生成発展のために、かかる小乗的な採算のみを考へたりする必要はなからうと考へられます。

ましてや、大蔵省が往年の平和時における、特許庁の收支会計を追想して、これをよしとするがときは、時代錯誤の最も大なるものでありまして、科学技術の振興に對する無理難題もまたきわまりないといふべきであります。

今後の貿易振興、産業の発展の根源は、申すまでもなく、強力果敢な企業に對する勇氣と熱情でありまして、そ

の根源は、常に不斷に進展する科学技術の振興にあることは論をまちませ

ん。大にしては電力、運輸関係の機械から、小は日常茶飯事に至る小なる機械に至るまで一つとして諸外国品に比べて優秀なものが見られないというこ

とは、われわれは終戦後の今日、実に慨嘆にたえない次第でございます。通産大臣、特許庁長官以下関係官各位は、かかる会計支出の問題のみを気にしないで、大きくパテントの許可申請書をとこの先一年半分もかかえて困つて

いるというふうな状態ではなくて、断固として国家的な立場から大蔵省に對しても十分予算を折衝する心構えを希望いたします。特に特許庁には、有為にして学識ある技術官の多数が、黙々として下級の職務に甘んじて働いてお

られますが、これらの方々は、一にそれらの職務において崇高なる信念と学究としての高い誇りを持つたためであらうと私は思います。政府は、かくのごときわが国産業、経済の根幹であり

ますところの特許庁や工業技術庁にその出費を惜しむことなく、ここに大きな関心を持つということが必要である。われわれはかつて科学技術を軽視したために、日本の国がこのような状態になつたといふことをこの際銘記して、本法律案に賛意を表するものでござい

ます。

われわれは以上申し上げましたいろいろな点をこの際政府が留意して、これらの働く人々の味方をして、努力しつづけるあるべき町を発明発見家に對するあたかき支援者として、また産業貿易立国の大國を実現するために、政府は十分この運営の上に留意されることを希望いたします。

○小金委員長 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表して、ただいま上程されました諸法案に對し、断固反對するものであります。この法案の内容自体はきわめて簡單でありまして、ただ料金を少し上げるといふことになつておりますけれども、きわめて重大なる本質的な問題を含んでいるのであります。これが現在の日本の政治経済の実態を、ある意味から申しますと集中的に表現しているといふふうに考へざるを得ないのであります。日本の現在の政治経済の実情から申しまして、徹底的に産業を発展させなければならぬ。特に平和産業は無制限に発展させなければならぬ、

そういう場合に、この科学技術の発展、あるいは発明といふようなものは、決定的な意味を持つものであります。國家百年の大計から申しまして、あくまでも予算面におきまして、あるいは人的な面におきまして、これが優遇されなければならぬ。ところがこの法案自体というものが、まづたかくこれに逆行する法案であります。端的に結論を申しますと、これは発明家虐待法案であり、あるいは日本の平和産業の破壊法案であるともわれわれは言える。また言つて過言ではないのであります。また別の面から大きく申しますと、これは植民地的な法案であるといふこともなるのであります。申し上げるまでもなく人類の産業の発展、あるいは生活の向上といふ面におきまして、いかにこの科学技術の発達といふことが重要な意味を持つてゐるかといふことは私が申し上げるまでもないのであります。この場合にわれわれはつきり考へなければ

ばならないのは、現在この科学技術、発明に對して世界に二つの行き方があるといふことであります。たとへば日本なんかは、これは現在ほとんど問題になりませんが、アメリカのとつては発明家、発明に對する考へ方、あるいは社会主義國、共産主義を目標としてゐるソ連あるいは中国などのとつております態度、これに對するはつきりした二つの線があります。この二つの形を考へます場合に、どちらが人類のために、科学技術の発展のために、有効であるかといふ点に關しますならば、私が申し上げるまでもなく個人の発明に重点を置き、しかも利潤に關係し、いかにもうけるかといふ立場に重点が置かれます科学技術の発展あるいは発明といふものは、当然限界を持つてゐるものでありますそれが無限にまで発展するといふ可能性はないのであります。これは當然國家社会、將來のことを申しますならば全世界が、この

人類の幸福のために全精力を集中すべきでありまして、たとへばこの電氣なんかにはいたしまして、エヂソンが発明してこれが全人類のものになつております。こういうような発明といふものとしまして全人類が生活をよくするのとして暮せるといふために育成しなければならぬのであります。ところが現在の資本主義的な発明様式といふのは、いかにもうけるかといふ立場からなされます。たとへば現在三井ならば三井が自分の会社である発明をいたしますと、三井で発明された発明は三井には知らせない、あるいは住友には知らせない。そしてこれを自分の工場だけに秘密にいたしまして、自分の

工場が利潤をいかにあげるかという立場から発明が考慮されます。また国家といたしまして、日本の国の発明は外国には知らせない、アメリカの発明は日本には知らせない、こういうふうな形になりまして、人類の発展から申しまして、これはゆゆしき決定的な内容を持つておられます。こういう発明あるいは科学技術の育成というものは、これが人類にとりまして、行き方といひましては非常に不幸なことである。われわれは当然こういうような発明というものは、全人類的な立場、全社会的な立場から、無制限にこれを育成し保護し発展させなければならぬことは、私が申し上げるまでもないのであります。そういう発明家の発明精神、あるいは社会に対する協力というやうなものは、無制限に育成すべきである。ところがこの法案、また現在日本の政府のとられておられる考え方、これは何であるか。零細な発明家の発明したものに對して、特許料を出せというやうな行き方である。しかも前委員会におきまして、次官は何と答弁されたかと申しますと、発明家が自分で発明して、そうしてこれが産業に結びつくということになれば、そこに非常に大きな魅力があるので、むしろ非常に大きな魅力があるので、むしろこういう法案なり措置が正しいといふやうに言われましてたけれども、これはいかに時代錯誤のものはなしであるか。私はこういう行き方をすすめるからこそ、日本の科学技術は発展しない、世界人類の幸福のための発明はあり得ない、従つてこういう法案は徹底的に排撃すべきである、こつぱみに人に粉砕すべきであると思ひます。反

對にわづか一億七千万円ばかりの金をこういう零細な発明家から取上げてこれをまかなうというやうなけちな考え方を一掃いたしまして、数十億あるいは数百億でもよいと思うが、それくらいの予算を組んで、どん／＼発明家を育成するという体制になつてこそ初めて日本の産業も発展するし、そういう発明家も育成することができると私は思ひます。ところが事實はまったくこれとは逆行している。金はわづかの金で、いわゆる物価が値上りになつたから、それにスライドさせて幾らかこれをとるのだ、そういうための一部改正であるといふきわめて簡単な法案のやうでございすけれども、實際におきましては、そういう本質的な問題を持つておるのであります。しかももう一つ重要なことは、現在日本におきまして、発明家、技術者、あるいは科学者というやうなものは、えらく圧迫されますがために、当然そういう科学が貧困となり、そのすきに乘じて外國の発明、特許品というものがどんどん日本の國に入り込んで来る、いわゆる技術による外國の日本支配といふことが現在できつつあるのであります。ところが、そういう方面から申しまして、真に日本の國を考へ、日本の産業の発展を考えます場合におきましては、これは実にゆゆしき問題であるといわざるを得ないのであります。はなはだ簡單でございすますが、かかる観点から共產党は断固反対するものであります。

○小金委員長 これにて討論は終局いたしました。引續いて採決を行います。特許法の一部を改正する法律案外四法案を一括して採決をいたします。これらに御賛成の諸君の起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○小金委員長 起立多数。よつて特許法の一部を改正する法律案、実用新案法の一部を改正する法律案、意匠法の一部を改正する法律案、弁理士法の一部を改正する法律案及び商標法の一部を改正する法律案の五法律案は、原案の通り可決いたしました。
この際報告書作成の件につきましてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議はございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小金委員長 御異議なしと認めます。さう決定いたしました。

○小金委員長 次に去る二月三日本委員会に付託になりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるとの件
通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二號)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新に纖維製品検査所の支所及び出張所を設置する必要を生じたので、地方自治法第五十六條第四項の規定により国会の承認を求めるとの件
別表

名	称	位 置
神戸纖維製品検査所	神戸纖維製品検査所	福岡市
所福山出張所	所福山出張所	福山市
所岡山出張所	所岡山出張所	岡山市
京都纖維製品検査所	京都纖維製品検査所	京都市
所山科出張所	所山科出張所	京都市
所小松出張所	所小松出張所	小松市

○中村(純)委員 前会同僚議員の質疑によりまして重要な事項はほとんど盡きておるのでありますが、なお補足的に二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひのであります。
その一は、前会の質疑によりまして、この公益事業委員会が所管大臣としては内閣総理大臣に属するものであるといふことがわかつたこととございす。さういふいたしますと、事務運行上いろいろ重要な事項がたくさんある、どの程度まで総理大臣に連絡をしておやりになるのか、その辺の何かきまつたものがあるのか、その辺もちよつと伺ひたいと思ひます。
○松本政府委員 主管大臣は総理大臣である、こう考えられますが、委員会でも多数で決定したところで進行することになつておりますので、この委員会では決定することには主管大臣たる総理大臣は何ら干渉されることはないといふことに見なければならぬと思ひます。その結果別にこれといつて特に必ず総理大臣に御相談をするといふことにはきめておりません。ただ事務の都合上相当重要と考えらるることに對しては、あるいは事後に御報告も、あるいは事前にご相談をすることもございす。別にどういふ事項は必ず総理大臣に御相談するといふことにはきめておりません。

ありますので、御趣旨の点はわかりましたが、いろいろ重要な事柄もあらうと思ひます。事務取扱規定上どうという事はなくとも、その辺のところはしるべき委員長において善処されんことをわれ／＼としても希望いたします次第でございます。

次に伺ひたいのは、従来の電力行政は通産省の電力局において全部一括して処理をいたしておるとのことでございますが、今回この委員会ができましたにあたりまして、従来の電力行政中施設保安関係が通産省に残留しておる様に承知をいたしておるものであります。これは私も考えますのに、やはり電力行政の重要な一環をなしておるものであります。

委員会の性質から申して、合議体で多数決で決定するといふようなことは、警察的の直接のある命令を下すといふようなときには、多少敏活を欠くようなところもあるかもしれぬので、おそれくはそんなような点から離してあるのじやなかろうかと考えております。なおこまかいことは私共は承知しておりますので、必要があつたらば他の政府委員からまたお答えいたします。

委員会の発足いたしましたまだ間もないのでありますから、この分離しておりますことによる弊害と申しますか、事務の取運び上の困難と申しますか、さような点についてあるいは確たる御判断も今のところはまだ御無理かとも思ひますけれども、この委員会の合議制によりまして、諸般の問題をおきめになりますにあたりまして、その前提あるいはその基礎として施設保安面における結論いかんといふことが、委員会における諸般の御決定に非常な密接な関連を持つケースが多々あらうかと思ひます。従ひましてこれは将来十分その辺の關係は御検討くださいまして、できればこれは將來統合される方がよいのではないかと申すのであります。それは通産省に御関係があると思ひますので伺ひたいと思ひます。

を置いてその調節をやるということが大抵の使命になつておるのであります。そこで施設保安といふ問題を同一の機關でやつた方がよいのじやないかという御意見でありますけれども、今日の委員会の性格から考えますと、これら施設保安といふ点は、むしろ第三者的立場にある他の官庁が遠慮なく推進した方が適當でないかといふふうに考へておるのであります。しかしながら、これは今後情勢がかわりますれば、たゞいま御指摘の通り一元化する時、なまにしもあらうとは思ひますけれども、現在の情勢下におきましては、むしろ別の面で施設保安といふ点を監督した方がよいのではないかといふふうに考へておるのであります。

とが当然ではないかと思ひるのであります。これは御質問よりもむしろ御希望を申し上げておきたいのでございまして、さような根本的な考え方におきまして、何か御意見、お考えがあらますならば、この際承れば仕合せと思ひます。

○松本政府委員 新会社の人事につきましてはたゞいましきりに苦心しております。具体的にはまだ何ら決定してありません。従つてお答えはもちろんできませんが、たゞいま仰せられたような趣意で事業を完全に経営するといふことはもちろん必要であるとも、に、きわめて公正にきれいにやつてもらいたいといふことを強く考へております。ただわれ／＼人間のやる仕事でありますので、たれから見てもこれがよかつたといふことになるかどうかがいふことについては、必ずしも期待はできないのであります。われ／＼としては最も公正に、全然私心を去つて事業をよく経営し、またきれいにやつて行く、かような人を得たいといふので苦心をしております。それだけのことはお答えできると思ひます。

○中村(純)委員 最後にもう一つだけ伺ひたいのであります。前国会におきまして、実は私からお尋ねをしまして、首藤政務次官から当時御答弁を得ておることではあります。が、なお重ねてこの際お尋ねをしておきたいのであります。それはいわゆる指定会社以外の電気会社が従来からある。これはあらためて手続を行うことなくして、新編成令の附則によりまして当然電気会社として認められて行く。かように私も考へておりました。前国会におきましてその通りであるといふ通産側の御答

ありますので、御趣旨の点はわかりましたが、いろいろ重要な事柄もあらうと思ひます。事務取扱規定上どうという事はなくとも、その辺のところはしるべき委員長において善処されんことをわれ／＼としても希望いたします次第でございます。

委員会の性質から申して、合議体で多数決で決定するといふようなことは、警察的の直接のある命令を下すといふようなときには、多少敏活を欠くようなところもあるかもしれぬので、おそれくはそんなような点から離してあるのじやなかろうかと考えております。なおこまかいことは私共は承知しておりますので、必要があつたらば他の政府委員からまたお答えいたします。

委員会の発足いたしましたまだ間もないのでありますから、この分離しておりますことによる弊害と申しますか、事務の取運び上の困難と申しますか、さような点についてあるいは確たる御判断も今のところはまだ御無理かとも思ひますけれども、この委員会の合議制によりまして、諸般の問題をおきめになりますにあたりまして、その前提あるいはその基礎として施設保安面における結論いかんといふことが、委員会における諸般の御決定に非常な密接な関連を持つケースが多々あらうかと思ひます。従ひましてこれは将来十分その辺の關係は御検討くださいまして、できればこれは將來統合される方がよいのではないかと申すのであります。それは通産省に御関係があると思ひますので伺ひたいと思ひます。

を置いてその調節をやるということが大抵の使命になつておるのであります。そこで施設保安といふ問題を同一の機關でやつた方がよいのじやないかという御意見でありますけれども、今日の委員会の性格から考えますと、これら施設保安といふ点は、むしろ第三者的立場にある他の官庁が遠慮なく推進した方が適當でないかといふふうに考へておるのであります。しかしながら、これは今後情勢がかわりますれば、たゞいま御指摘の通り一元化する時、なまにしもあらうとは思ひますけれども、現在の情勢下におきましては、むしろ別の面で施設保安といふ点を監督した方がよいのではないかといふふうに考へておるのであります。

とが当然ではないかと思ひるのであります。これは御質問よりもむしろ御希望を申し上げておきたいのでございまして、さような根本的な考え方におきまして、何か御意見、お考えがあらますならば、この際承れば仕合せと思ひます。

○松本政府委員 新会社の人事につきましてはたゞいましきりに苦心しております。具体的にはまだ何ら決定してありません。従つてお答えはもちろんできませんが、たゞいま仰せられたような趣意で事業を完全に経営するといふことはもちろん必要であるとも、に、きわめて公正にきれいにやつてもらいたいといふことを強く考へております。ただわれ／＼人間のやる仕事でありますので、たれから見てもこれがよかつたといふことになるかどうかがいふことについては、必ずしも期待はできないのであります。われ／＼としては最も公正に、全然私心を去つて事業をよく経営し、またきれいにやつて行く、かような人を得たいといふので苦心をしております。それだけのことはお答えできると思ひます。

○中村(純)委員 最後にもう一つだけ伺ひたいのであります。前国会におきまして、実は私からお尋ねをしまして、首藤政務次官から当時御答弁を得ておることではあります。が、なお重ねてこの際お尋ねをしておきたいのであります。それはいわゆる指定会社以外の電気会社が従来からある。これはあらためて手続を行うことなくして、新編成令の附則によりまして当然電気会社として認められて行く。かように私も考へておりました。前国会におきましてその通りであるといふ通産側の御答

○松本政府委員 ただいまのお話の施設保安関係がやはり通産省に残つておるといふ点につきましては、立法論的に考へますと、いろいろ御意見があらり得ると思ひます。しかし今度出ました公益事業令の立場からいいますと、公益事業委員会というのは一箇の調整的の行政機關——監督をするとかあるいは、ことに警察的の機能を發揮するといふような觀念は除いてある。その意味からおそらくは施設保安といふような關係のことは委員会の職權に属しないこととしてあるのだと考へております。これは立法論的にはあるいは不便なところもありましようが、委

員会の性質から申して、合議体で多数決で決定するといふようなことは、警察的の直接のある命令を下すといふようなときには、多少敏活を欠くようなところもあるかもしれぬので、おそれくはそんなような点から離してあるのじやなかろうかと考えております。なおこまかいことは私共は承知しておりますので、必要があつたらば他の政府委員からまたお答えいたします。

委員会の発足いたしましたまだ間もないのでありますから、この分離しておりますことによる弊害と申しますか、事務の取運び上の困難と申しますか、さような点についてあるいは確たる御判断も今のところはまだ御無理かとも思ひますけれども、この委員会の合議制によりまして、諸般の問題をおきめになりますにあたりまして、その前提あるいはその基礎として施設保安面における結論いかんといふことが、委員会における諸般の御決定に非常な密接な関連を持つケースが多々あらうかと思ひます。従ひましてこれは将来十分その辺の關係は御検討くださいまして、できればこれは將來統合される方がよいのではないかと申すのであります。それは通産省に御関係があると思ひますので伺ひたいと思ひます。

を置いてその調節をやるということが大抵の使命になつておるのであります。そこで施設保安といふ問題を同一の機關でやつた方がよいのじやないかという御意見でありますけれども、今日の委員会の性格から考えますと、これら施設保安といふ点は、むしろ第三者的立場にある他の官庁が遠慮なく推進した方が適當でないかといふふうに考へておるのであります。しかしながら、これは今後情勢がかわりますれば、たゞいま御指摘の通り一元化する時、なまにしもあらうとは思ひますけれども、現在の情勢下におきましては、むしろ別の面で施設保安といふ点を監督した方がよいのではないかといふふうに考へておるのであります。

とが当然ではないかと思ひるのであります。これは御質問よりもむしろ御希望を申し上げておきたいのでございまして、さような根本的な考え方におきまして、何か御意見、お考えがあらますならば、この際承れば仕合せと思ひます。

○松本政府委員 新会社の人事につきましてはたゞいましきりに苦心しております。具体的にはまだ何ら決定してありません。従つてお答えはもちろんできませんが、たゞいま仰せられたような趣意で事業を完全に経営するといふことはもちろん必要であるとも、に、きわめて公正にきれいにやつてもらいたいといふことを強く考へております。ただわれ／＼人間のやる仕事でありますので、たれから見てもこれがよかつたといふことになるかどうかがいふことについては、必ずしも期待はできないのであります。われ／＼としては最も公正に、全然私心を去つて事業をよく経営し、またきれいにやつて行く、かような人を得たいといふので苦心をしております。それだけのことはお答えできると思ひます。

○中村(純)委員 最後にもう一つだけ伺ひたいのであります。前国会におきまして、実は私からお尋ねをしまして、首藤政務次官から当時御答弁を得ておることではあります。が、なお重ねてこの際お尋ねをしておきたいのであります。それはいわゆる指定会社以外の電気会社が従来からある。これはあらためて手続を行うことなくして、新編成令の附則によりまして当然電気会社として認められて行く。かように私も考へておりました。前国会におきましてその通りであるといふ通産側の御答

○松本政府委員 ただいまのお話の施設保安関係がやはり通産省に残つておるといふ点につきましては、立法論的に考へますと、いろいろ御意見があらり得ると思ひます。しかし今度出ました公益事業令の立場からいいますと、公益事業委員会というのは一箇の調整的の行政機關——監督をするとかあるいは、ことに警察的の機能を發揮するといふような觀念は除いてある。その意味からおそらくは施設保安といふような關係のことは委員会の職權に属しないこととしてあるのだと考へております。これは立法論的にはあるいは不便なところもありましようが、委

員会の性質から申して、合議体で多数決で決定するといふようなことは、警察的の直接のある命令を下すといふようなときには、多少敏活を欠くようなところもあるかもしれぬので、おそれくはそんなような点から離してあるのじやなかろうかと考えております。なおこまかいことは私共は承知しておりますので、必要があつたらば他の政府委員からまたお答えいたします。

委員会の発足いたしましたまだ間もないのでありますから、この分離しておりますことによる弊害と申しますか、事務の取運び上の困難と申しますか、さような点についてあるいは確たる御判断も今のところはまだ御無理かとも思ひますけれども、この委員会の合議制によりまして、諸般の問題をおきめになりますにあたりまして、その前提あるいはその基礎として施設保安面における結論いかんといふことが、委員会における諸般の御決定に非常な密接な関連を持つケースが多々あらうかと思ひます。従ひましてこれは将来十分その辺の關係は御検討くださいまして、できればこれは將來統合される方がよいのではないかと申すのであります。それは通産省に御関係があると思ひますので伺ひたいと思ひます。

を置いてその調節をやるということが大抵の使命になつておるのであります。そこで施設保安といふ問題を同一の機關でやつた方がよいのじやないかという御意見でありますけれども、今日の委員会の性格から考えますと、これら施設保安といふ点は、むしろ第三者的立場にある他の官庁が遠慮なく推進した方が適當でないかといふふうに考へておるのであります。しかしながら、これは今後情勢がかわりますれば、たゞいま御指摘の通り一元化する時、なまにしもあらうとは思ひますけれども、現在の情勢下におきましては、むしろ別の面で施設保安といふ点を監督した方がよいのではないかといふふうに考へておるのであります。

とが当然ではないかと思ひるのであります。これは御質問よりもむしろ御希望を申し上げておきたいのでございまして、さような根本的な考え方におきまして、何か御意見、お考えがあらますならば、この際承れば仕合せと思ひます。

○松本政府委員 新会社の人事につきましてはたゞいましきりに苦心しております。具体的にはまだ何ら決定してありません。従つてお答えはもちろんできませんが、たゞいま仰せられたような趣意で事業を完全に経営するといふことはもちろん必要であるとも、に、きわめて公正にきれいにやつてもらいたいといふことを強く考へております。ただわれ／＼人間のやる仕事でありますので、たれから見てもこれがよかつたといふことになるかどうかがいふことについては、必ずしも期待はできないのであります。われ／＼としては最も公正に、全然私心を去つて事業をよく経営し、またきれいにやつて行く、かような人を得たいといふので苦心をしております。それだけのことはお答えできると思ひます。

○中村(純)委員 最後にもう一つだけ伺ひたいのであります。前国会におきまして、実は私からお尋ねをしまして、首藤政務次官から当時御答弁を得ておることではあります。が、なお重ねてこの際お尋ねをしておきたいのであります。それはいわゆる指定会社以外の電気会社が従来からある。これはあらためて手続を行うことなくして、新編成令の附則によりまして当然電気会社として認められて行く。かように私も考へておりました。前国会におきましてその通りであるといふ通産側の御答

弁を得ておるのではありませんが、ちょうど委員長おいででございますから、その点重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○松本府委員 そのお尋ねの通りだそうでございます。これは実は私はまだよく承知しておりませんので、もしこまかいことが必要なら松田府委員から答えてもらふことにいたします。

○松田府委員 その点につきましては、ただいまお話のように、従来の電気事業法によつて認められておりましたものににつきましては、この公益事業令に該当する規定があります場合にはこれと認められたことになっております。現在の事業令にもそういう電気事業は一般に認める法律がございますから、認める、かように考えてよろしいと思ひます。

○今澄委員 ただいまの中村委員からの質問に対する委員長からの答えに關連して、私は委員長にお尋ねいたします。この新しい電力会社の人事については、電気事業の九分制法案が出された当時から巷間いろいろのうわさがありますので、この際これが選考方針というものはつきりする必要があるのじやないか、少くとも無方針にきめるわけのものではあるまい。あるいは配電会社系統の人が副社長になるとか、どういふ系統の人が社長になるとか、あるいは技術系統がどうであるとか、あるいは現在の情勢から見てどうであるとかいつたような、一応の選考方針というものは公益事業委員会としてはお持ちになるのが当然ではないか。それからもう一つは、新しい電力会社の人事の予想としていろいろ新聞紙上に

書かれておる現在では、公益事業委員会がそれらの具體的のことを発表するといふことはもとより私は希望いたしません、少くともその人事についてははこういつた一定の基本方針のもとに進めておるのだといふことは御発表を願うことが、当委員会としては妥協である。かように考えておりますが、ぜひその点を重ねて質問いたしたいと思ひます。

○松本府委員 人事について何か基本方針を立てるといふことは非常にむづかしいと思ひます。人間の一人々々がみな違ふので、どういふ人はいけなとか、どういふ人はいけないといふことを抽象的に申し上げることは非常にむづかしいと思ひます。しかし先ほどもお答えしましたように、これから先の電力事業がよく行われて行く、またきわめてきれいに行われて行くといふことを主眼として、今できるだけの選考をいたしてまいります。なお今の情勢的には私は私どもの考えの中になく、ただこれは申し上げることができません。なお新聞紙上等にいろいろ出ておりますが、これについて今何ら具體的に申し上げることはできません。あるいはあるものは当つておるかもしれせんが、あるものは必ずしも当つておらんかもしれせん。まだ具體的には決定いたしておりませんので、しつかりしたことは申し上げることはできません。

○今澄委員 それではさらに中村委員の質問に關連してお尋ねいたします。その具體的な人事はいつごろきまるかといふことが第一点。現在の渾水期における電力危機の乗切りに對して公益事業委員会として法的な措置を考へておられるかどうかといふことが第二点。第三点は、家庭電力に對する公益事業委員会としての見通し。第四点は、自家発電電力に對して、こういう電力危機の際にどういふ活用方針をお考えになつておるか。この四点だけお答え願つて質問を終ります。

○松本府委員 ただいまの第一の御質問の人事をいつ決定するかといふことは、本月の二十三日まで決定することになつておりますので、これをはずさないで決定したいと今努めておるわけでありませう。

それから第二点は、渾水期における非常な電力の不足に對して、何らかの法的措置を考へておるかといふことでございませうが、これはおそろくはきょうの官報で公布いたしまして、即日施行いたします。こまかい規定につきましては必要があれば、いつでも政府委員の方から申し上げませう。大体今までの規定と同じような趣意ではあります。が、不公平なことができぬようにしてやつて行きたいと考へております。なおその際、今まではいろいろ規定ができませんでした、それが必ずしも勵行されないで、規定によつて正直にやつておる人間は損をして、ずう／＼しくやつておる者が得をするといふようなこともあります。ことにこのごろは電力の盗電といふものが、あるいは電燈とよく言つておられますが、電力をとることのできる者が電力をとつておる。これは明瞭に刑法上盜竊として罰すべきものであります。これが相當看過されておるのには見えます。こういう点もこの際大いに取締つてもらいたたいと考へております。すでに配電会社の人々を集めまして、この点について相當

示唆いたしまして、この法的措置ととも別に新しい法的のものは何らありませんが、盗電をさせぬようによく検査をして、場合によつては告訴をしてみたいと法律上の手續をさせたいといふ考へております。そういうことによつて渾水による電力不足が相當緩和されることを希望し、また期待しております。

次に第三としては、家庭用電力の見通しの問題でございますが、この点は私もよく承知いたしております。その点で、政府委員からお答へすることにいたします。

第四点は、自家用の発電を利用しておるかといふことであります。これはすでに今までもできるだけ利用しております。ただ石炭がないとか、あるいは自家発電の機械が十分でないといふようなことで、必ずしも全部の力を發揮することができないのは残念だと思つております。

○松田府委員 それでは今の法的措置に關連いたしまして、家庭用電力の問題についてお話し上げます。この法的措置を講ずるに至りました詳細な経緯につきましては、また機会がありましてからお答へすることにいたしまして、大体この措置の中で、家庭關係をいたしましては、まず第一にどういふ不要不急のものについて使用停止をするかといふ点でございます。その第一といいたしまして、暖房用の電熱器とか、調理用及び湯沸かし用の電熱器——もちろんこれにつきましては一戸の電熱器の使用する電熱器の總容量が一・二キロワット以下のものであつております。それから電気風呂用の電熱器——これはもちろん公衆浴場の

ものは除いております。その他電気温水器とか、そういういたものを家庭的の問題としては考へております。こういうたものにつきましては電氣を使用することを停止しております。それ以外の、今申しました一・二キロワット以下のものにつきましては電熱器を使つてもいいといふことになつておりますが、そういうものにつきましては午後四時三十分から午後八時まで、言いかえれば各家庭において一時に電熱器を集中的に使うような時は、この使用を差控えてもらいたい。それからまた電燈につきましては、午前七時から午後四時半まで、言いかえれば電燈をつけなくても、大体明るさにおいて不自由は来さないといふ時間につきましては、使用禁止の時間を設定いたしまして、今申しました時間においては家庭において電氣の使用をやめてもらいたい、こういう二点を特に家庭に關係した問題として、今度の法的措置のうちに入らうことにいたしております。

○小金委員 次は高橋清治郎君。は、わが党の佐伯君から御質問がありますから、私はただ一点だけお尋ねしたいと思ひます。それは通産當局に對して、東北興業会社に北上川の電源開発をやらせることに關議決定したといふことが出ておりましたが、これに對しての経過及びその後どうなつておるか、その点をお伺いしたいと思ひます。またこれに關する公益委員長としての御意見も承れば幸いでござい

○松田府委員 北上川の問題でございますが、事務的にはいろいろ検討は

て生産組織がでる。それが電力の原料だけを分割するという今度の九分割案になつておるのでありますが、おそれるこの点において非常な問題が今後起つて参ると考えられます。きわめて抽象的な問題であります。公益事業委員会の今後における電力行政の上において一番大きな問題となつて参るよう考へるものであります。この点に對して矛盾がないとお考えになりますか。

○松田政府委員 ただいまのお話の点、それから先ほどのお話の点も総合して伺つておきますと、こういう点が御質問の要点だと思つたので、お答えいたしたいと思つた。要するに今日各九新会社の供給区域をきめておきます場合に、電源あるいは発電施設、送電施設、配電施設といつたような、いわゆる電気工作物、そういうものの所屬という点が潮流主義という形できまつておられます。東北なら東北において一例をとりますならば、いろいろの開発をして行くために、館内資源等がいろいろあるのだけれども、かんの電源というものが本来自分の区域内にあるからこれを関東の方へ持つて行くというふうなことは、総合的な開発ができないのではない、か、こういうふうなお尋ねのもとに、それに対してどういふふうな措置を講ずるつもりか、こういう御質問かと思つたが、そう解してよろしうございしますか。

○佐伯委員 一面そういう点もありました。○松田政府委員 そういふ点だと思つたが、いわゆる電気工作物というものがどの供給区域を担当している会社

に歸属するかという問題と、その電源あるいは発電所あたりから発生した電力をどういふぐあいに配分して参りますかという問題とはおのずから別でありまして、かりに今度の再編成令によりまして、東北の猪苗代湖あたりの電源、あるいはそこからの送電線などが、関東に新しく生れる電気会社などに、そういう施設は所屬いたしまして、それから生じて来る電力につきましては、やはり東北方面の産業の開発という点からならみ合せ考えまして、必要な電力量の配分について、十分各新会社との間におきまして話合ひによつて、その間の電力の融通についての契約を締結することができるとなつておられます。またかりにその契約の締結が思わしくない、しかも公益事業委員会としては公共の福祉を考へ、そういう観点からこの方面に電力を流した方がよいということを確認いたしました場合には、そういう契約を当事者間で締結するように命令を下すこともできますし、その命令に従わない場合には必要に応じて委員会として適當な決定をすることもできるわけでありまして。要するに抽象的でありまして、今申しました様で、かりにその歸属は他に移つておりまして、その間の電力の融通の問題につきましても、別な観点から考へて今お話のような総合開発の問題につきましても、できるだけ齟齬のないようにし得る道は開いておられるわけでありまして。

○佐伯委員 今一面のお答えはありましたが、私のもう一つお伺ひしたいと思つたのは、たとへば北陸から関西に電源を歸属いたしておりますのは、これは北陸から関西まで送電経済圏が

できている。であるから関西まで持つておるのだらうと思つたが、そういたしますと北陸と関西とはすでに産業上における一経済圏ができておると私には考へるものであります。そこでわれわれの生活用電力でありますならば、これはよいのであります。おそれる現在北陸から関西に歸属せられたる電源なるものは、要するにほとんど産業用電力と考へられる。産業用電力でありますならば、各種の原料、資材と同一性を持つておるものでありますから、つまり北陸、関西というものは一つになりまして産業を組織する。これはもつとも私は経済自然の法則に合致しておると思つたのであります。それを両分するといふことは、第一一番に電源の歸属というものが大きな争ひを起すものであります。また送電経済圏を分断するものである、あらゆる矛盾がここから起つて来るだらうと考へられます。この公益事業委員会なるものの重要な役割は、おそれるこの点にありと私は考へる。従つて今お伺ひしている矛盾についてということは、政令をもつても決定してはいるのでありますから、大体決定いたしました。前にも幾分割合がよろしいかといふ基本的な問題になるのであります。それから、せつかく松本委員長においで願つておられますので、私もはここの矛盾を持つた電力再編成案の将来に對して、公益事業委員会の今後における態度、処置を伺つておきたいと思つてお尋ね申し上げたのであります。それけれども、これは具体的でなく抽象的なことが多いのでございまして、お答えがなければつこうであります。

○福田(一)委員 ただいまの同僚議員

の佐伯君の質問に關連いたしまして、一点お伺ひしておきたいことがございします。それは御承知のように、電気と産業というものは非常に重要な、緊密な關係があるわけでありまして、しかもたまたま松本委員長からの御答弁によりまして、こういうふうな渾水期に對策としてはレギュレートのみではなく、結局はコントロールするといふことがもしなければならなくなつて、何か省令を出しになる、こういうふうになつておるやに私拝聴いたしましたのであります。ところが、そこで問題になることは、またわれわれとして今考へておかなければならないことは、朝鮮事案が起きたことによつて日本の産業界といふものは、また一つの新しい方向を與へられて來ておるわけでありまして、また今後の動きをいたしまして、わが党としては自由主義経済をとつておる關係上、統制といふようなことは考へておられませんけれども、しかし特殊な産業にありましてはこれを助長しなければならぬといふような重大な使命を帯びておるわけでありまして、こういう点と電気との關係において、ここで明らかにしておかなければならぬ問題が一点あります。それはどういふことかといふことは、御承知のごとく電気の割当は、今までは安本が計画をつくつてやつておつたのであります。これは将来公益事業委員会に移るといふことになりまして、またさういふに拜聞いたしておられます。しかしながら産業を今後計画的にどういふふうに行つて行くかといふ面になりますと、これは経済安定本部の使命であり、また仕事になつておられます。しからば経済安定本部におきまして特殊の産業を助長しな

ければならないといふような方針がきまりました場合に、公益事業委員会はこの方針に對して同意をされることになるのかどうか、これはもつと根本的にさかのぼります。公益事業委員会といふものはいわば調整するだけの目的をもつて成り立つておるのであります。調整するといふ目的だけで成り立つておることは、電力が非常に豊富な場合には十分その使命を達成し得るものと思つておられます。ところが電力が不足をいたしております今日におきましては、調整だけではどうしてもやつて行けない面が出て來るのであります。アメリカのように電力が非常に豊富なところにおきましては、調整だけでもやつて行けるのであります。たゞ安本のような官庁がありまして、その官庁とは獨立してこの公益事業委員会の考へ方のみでやつて行つて十分その目的が達成されるのであるけれども、今のうちに電気が不足しているときに、公益事業委員会が調整といふ目的だけでやつておるのでは、私はこの目的を——日本産業のためには有効に使うといふ目的は達成せられないと思つた。これは今の産業が置かれた状態からいつて少くとも立法の趣旨であるところの公益事業委員会の本来の使命からは若干逸脱する面があるかもしれないけれども、非常に私は大事な問題ではないかと思つた。私は私には公益事業委員会といふものは安本において産業計画を立てて、電力をこの産業にはどれくらいいままさなければならぬ、また繊維なら繊維、鉄なら鉄にはどれだけの電力を割当てるが至當であるといふようなことを日本産業全体の立場から

七

決定いたしました場合に、これを尊重されるのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○松本政府委員 ただいまの御質問は、電力の割当は公益事業委員会、その限であるという点を前提として、その割当をするに際して、経済安定本部の計画に適合するようにやるかどうかという点かと思ひますが、おつしやる通り電力の割当は公益事業委員会によりまして明瞭にこの公益事業委員会の権限に属していると思ひます。しかしこれをやるについては、もちろんこの経済安定本部で詳細な調査を遂げて、ある方針を決定されております以上、大体においてこれに順応してやつて行くことと思つております。

○福田(一)委員 ただいま御説明があらまされたが、一方においては新しくできる電力会社というものは自由主義的な、ある意味では自由探索といふべきか、自分の利益を一面において追求している会社が出来るわけでありまして、他方においては経済安定本部が考へる計画というものは、必ずしもその面を肯定しない場合がある。たとへば鉄鋼が非常に電力が必要である、繊維の方は減さなければならぬといふような、これは例であります。そういうような場合が起きたときに、繊維業者の方からすれば、これは非常に少なくなるのは困ると電力会社に言う。電力会社の方は、今までのお客様に使つてもらつた電気を少くするのは気の毒だから、安定本部の方ではそういうような方針をきめたいけれども、おれの方はどうも今までのお客様に電気をやつた方がいいと思ふから、やはりそのようにする、こういうような方針で

臨んで来た場合には、その場合になおかつ政府というが経済安定本部の方針を尊重されるのか、あるいはまた今言つたような企業側の意見を尊重されるのか、この点にがに相なりましようか。

○松本政府委員 今の問題は純然たる自由主義的の資本主義と、それから統制主義とぶつかつて来るところをいかに処するかという問題の一つと思ひます。これは各個の場合を考えなければならぬ。いかなる場合においても統制主義で行かなくてはならぬ、あるいはいかなる場合でも自由主義で行かなければならぬといふものではないと思ひます。各個の具体的問題が生じたとき、最も適當と思つておつしやつて行くつもりでおります。この場合あるいは安定本部の考へておつしるところと意見が違ふようなこともできるかも知れません。そういうようなときはおそれるは国会等でいづれがよいかということが判定されるのではなからうかと考へております。

○福田(一)委員 ただいまの御説明で一応その間の事情は了解できたのであります。それはもう一点それに関連してお伺ひしたいと思ひます。これは、実は第七国会に於て政令によつて法案が出ましたときに、国会の内外にわたつて、ずいぶん復元の運動が起きたのであります。その復元の運動の内容を見ますと、中には純然たる利益追求の面からのみそういうことを主張しておつた人もなきにしもあらずであります。必ずしも私はそれが全面的に肯定はしたいものもあつたのであります。今後の産業政策の面から見まして、どうしてもこういう産業には電気を

をよけい、また十分に、しかも思うときに使用せようとするやう方がよいといふことになりまして、それは結局自家発電を持つた方がよいといふことになつたのであります。その場合に、その産業を経済安定本部のいわゆる国の経済政策の面から、どうしても助長しなければならぬといふようなことが起る場合に、今まで日発にただ同様の財産を供與しておつたのが、それが今度は新しい電力会社に配分せられてしまふといふようなことは、そこに何かしら気の毒な面があるといふことを考へてもよいのじやないか、私かよく考へるのではありません。こういう場合に、そういう産業に対して、特に自家発電を持つておつて、これが日発にとられておる、今度は新しい会社におつし電力の使用、あるいはまたその所有権の返還の問題といふようなことについては、公益事業委員会として、今のところどういふお考えを持ておられるか、御説明願ひたいのであります。

○松本政府委員 ただいまの御質問は、要するに自家発電の取上げたものを返還するのを助長するような政策をとるか、あるいははなるべく返さざるやうにするかといふ御質問かと思ひます。この点については、まだ何にも考へておりません。むしろこの再編成ができてから、個々の自家発電の返還という問題になりましてから、個々の考へてみたいと思つております。つまりその産業の性質とか、その地方の電力需用がどうであるかといふようなことを検討しまして、そして各個的に公益事業委員会の意見をきめて参りたいと思つております。これについ

て、一般的に返す方をたくさんしよるか、あるいは返さぬ方にくみしよるかといふようなことについては、何らまだきまつておりません。またそういうことは、おそらくは後といふこともきめられたいと思ひます。各個の場合についてのみ考えられることと思つております。

○今澄委員 私は、先ほど聞かうと思つたのであります。委員長がお忙しといふので遠慮しましたけれども、まず日発の先般発表した三十六億の含み資産についてお伺ひをいたします。先般日発の小坂総裁が発表しましたこの三十六億の問題は、その後非常に討論を重ねられました。公益事業委員会としては、今日ここに資料をもらひましたけれども、どういふふうに思つておられるか。公益事業委員会として、これに対して何か見解を発表なさる御意思があれば、ひとつこの席上で発表していただきたいと思ひます。委員長のお考えを聞きたいと思ひます。

○松本政府委員 例の三十六億の含み資産という問題につきましては、たしかこの委員会でも当時ある程度お話ししたと思ひます。要するに、性質から申すと、あれは漏水準備金のような意味の性質のものであつたろうと思ふ。ただ漏水準備金に關して法律上の規定がないものですから、これを漏水準備金としてあたりまえの準備金のように外へ出しますと非常な税をとられる。それをとられてしまつては實際準備金の積立てができないといふやうな苦しいところから、ある程度違法であると思ひますが、これを違法にならないところの未拂金とかいふやうな種類の債務をこしらえて――あるいはこしらえた

當時は必ずしもこしらえたのではないかも知れません。その時期においては多分そういう未拂金ものを計上して、それがわかつた以上それを出す方がほんとうの法律上の正當なやり方であつたろうと思ひますが、これを出すことはいついできなかつた。人情から申すとある程度忍びき点はあつたと思ひます。しかし法律的に申せば違法な点もあつたと思ふのです。少くとも二十四年度の決算のものについては、明瞭によけいの未拂金等が計上されておつたことがわかつたにもかかわらず、それなりに置いて置いたといふことは、確かに違法であつたと思ひます。しかし人情から申すと、それを出すといふことは相當の勇氣を要するといふことかと思ふ。しかしそういうことが起りましたのは、要するに漏水準備金等に関する制度が確立されておりましたため、この会社でも實際においては、脱税といふ問題は常に相當起ります。たゞ脱税が摘発されずとえらい税をとられる。それで済んでしまふは済んでしまふといふやうなことは御承知の通りです。しかし日発のごとき公的の会社として、もし通常の会社と同じやうにそういうことをやつたとしますれば、これはわれ／＼は是認はできません。従つて総裁がこれを摘発されたことは、きわめて正當なことであつたと思ひます。

なおただいま公益事業委員会におきましては、綿密な会計規定を起草中であります。起草しましても、すぐはなか／＼行い得ません。帳簿を全部改めなければならぬ。帳簿を、すぐ全部は行い得ませんが、なるべく早い機会においてこれを実行しまして、そういうことがこれから出

ないようにはぜひしたい、そう考えておられます。

○今澄委員　そこで、三十六億の含み資産が今日重大になったのですが、この問題については公益事業委員会としては、責任ある処置をとつて処断をされるお気持ちがあるかどうか。

それから第二点は、この日発の含み資産については、今度のこの漏水乗切りについていかようにこれを具体的に御活用されようと考えておるか。

この二点についてひとつお願いしたいと思ひます。

○松本政府委員　このいわゆる含み資産は、おそろくはもうなくなつてい

やしないかと思ひます。少くともこの三月末の決算には、おそろくはなくなつてしまひやしないか。それから二十四年度の含み資産については莫大な税が追徴されると思ひます。そうすると、残すところは、すなわち二十

五年度になつてからのものが相当あつたと思ひますが、これは本年三月の計算で出せばよろしい。それまでの間に

出さなかつたことは、違法法ではな

い。これを出す時期、すなわち三月末

ごろになりましては、おそろくはもう

含みは何もなくなくなつてしまふのじやな

かろうかと思ひます。要するにえらい

あわはあつたけれども、あわが不幸に

して漏水のために、――またこれは異

常な漏水である。このころは毎日三万

トン以上の石炭をたしかたいておる。

一億何千万円という金が出ておるま

す。こんなことですから、これがもう

少し続きましたら、含み資産はおそろ

くはなくなつてしまふのじやないか、

とについては、別にこれという処置は必要でない。この二十四年度の脱税という觀念に対しては、税の方の官庁がよろしくこれに対して追徴されると思ひます。そういうことは必ず措置として出て来る。當時もし非常な悪意なことであつたことがわれ／＼として発見されれば、たとへばこれから先の新会社に対する役員を選任とか何とかいうことについて、非常な悪意者がもし當時あつたと思へば、そういうことについてはしんしやくはするつもりでおります。しかしどうもそうせらい悪意というには言いにくい点もあるように考えております。

○今澄委員　そこでこの三十六億の問題については、答弁で満足でございせんが、お立場もございまいしうからこれで打ち切られて、次は先ほど私が打ち切りました質問の中で、現在割当てられておる政府の割当電力が、大口産業用と、配電会社がきめた小口とありますが、もし電力の絶対量が不足して、ここにどうして調整措置をとらなければならぬという場合には、大口電力と小口電力というのに対して、具体的にどのような措置をおとりになりますか、均一的にとられるかどうか。もう一つは産業用の電力の電圧が急激に低下して、非常に操業がしがた

いという場合には、現在の公益事業委員会としてはどういうふうな措置をとられるか。この二点について、ひとつできれば詳細なところを総長から御答弁願ひたい。

○松本政府委員　先ほど実はある点についてはずすでお答えをしたのであります。今日付をもつて電力の使用制限規則というものを御出しまして、これによつて相当の使用制限をいたします。これによつてある程度の電力の不足はおそろくはいやされることではなからうかと考えております。なおその節申しましたが、現在においても相当電力を濫用しておるといふようなものもあるようで、これに対する取締りもこれを厳重にして、電力の正当な道に流れるように、ひとつできるだけの盡力をしたといふと考えております。

○今澄委員　それでは具体的に聞きますが、今の委員長の御言葉は、今度の電力の法的措置で電力が十分足りた場合の話であります。今度の電力の法的措置を講じて、電力が足りなかつた場合には、小口の電力は配電会社がきめてやつておる、大口電力は政府がきめておる。この間に処して今の公益事業委員会というものは、足りなかつた場合にはどういふ対策をお持ち合せになつておるかということが私の質問要旨で、これは総長からひとつ詳細に承りたい。

もう一つ自家用発電電力の使用について、最後の手であるということまで、これが残されております。今度そういう法的措置のほかに、自家用発電電力の送電力、出力能力と、これを自家用として所有者が使つておる電力と、その過剰電力がどれだけあつて、この電力不足にどういふような対策を持つておるかということも、ひとつ詳細なる数字をあげて御説明願ひたい。

○松本政府委員　私より大体のお話をしまして、数字的なことはいは、技術師の平井君からお願いしたいと思ひます。大口、小口の電力の問題につきましても、電力がだん／＼不足して来た場合に、どういふぐあいになるかという

お話をさせていただきますが、大体三千キロワット以上の大口の電力以外に、いわゆる小口電力、それからその他定額電燈とか、従量電燈とか業務用の電力、あるいは自家用の電力とか、大体電力の全体の需用から見まして、一応バランスのとれております量といふものがあつたので、もちろんそのうち産業用の問題につきましては、小口の電力につきましても、最近には相当の需用の増加を見て参つております。従いまし

てその需用と、それから特に大口の電力の需用等につきましては、各月に電力の割当をいたします場合に、どういふぐあいにわくをきめたいかといううことにつきましては、経済安定本部の意向等も十分しんしやくいたしまして、公益事業委員会として決定いたしましたのであります。特に小口電力なるがゆえに、格別な御迷惑といふものはかけないようになつておるのであります。先ほど松本委員長からお話がありました、この電気の使用制限規則におきまして、大口の電力、言いかえれば三千キロワット以上の特別大口電気使用者に対しては、二月に割当てましたものの七割五分といふものを認めることにいたしました。二割五分だけはこの際割当を削つたと同じような効果をねらつております。これに對しましては、毎週一日の使用量に對しましては、毎週一日の休電日を認めてもらうようにしておりますが、今申しましたような二割五分節約といふことにつきましては、小口業者に対してはこれを避けておるのであります。その間、小口の需用者に對する関係におきましても、十分あらゆる場合に措置を講ずるやうに配慮いたしてあります。

それからな自家用発電につきましても、実はこのたびの措置を講じますまでの経緯におきましても、極力この活用を大局的な見地からはかつてもらつておりました。実は所によりま

すといふと、石炭の入手が非常に困難なために、協力したいけれども協力できないといふような所まで、ある場合に非常に大きな見地から協力してもらつておりますが、この際今申しました自家発電がどの程度の電力を供給してもらつておりますか、それらの数字につきましては、平井技術長から御説明していただきます。

○平井政府委員　ただいまの自家用発電の動員につきましては、自家用火

力発電所が、具体的な問題であると思つておりますが、戦前は相当設備があつたのであります。終戦後の経済異常の結果として、現在動員し得る電力といふものは相当に減つておるのであります。そのうちで電気事業の工

作物と連絡があつて、最近また何とか人がそこに運搬等もいたしまして、炭を持つて焚いてもらうやうなところにつきましては、それ／＼の業者から協議を申入れまして、そうしてできるだけ焚いてもらうという線で、今日まで、昨年の十一月ごろからその準備を始めて、順次焚いてもらうやうになりました。今年になつてからの実情は、日発九配電を合せて約二十万キロワット動員されております。これは相当に大きな数字でございまして、数字としては二十万でありま

すが、その他もございしますが、大多数はせいぜい何千キロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ロワット、千とか五百キ

ワットというものもあるくらいでありまして、それらの非常にたくさんの方の自家用火発電所が現在において約二十万キロワットありまして、それが動員されておるのでございます。

○今委員 ひとつ詳細な具体的な話を聞きたいと思いますが、委員長お聞きのようにありますから、これもこの程度にいたしましょう。

最後に委員長にお伺いしますが、今の産業分布の上から見て、自家発電電力を新しく許可になつて持つておる会社も多数ござります。そこでそれらの会社が持つておつた自家発電電力は、全然復元しないということになる、非常に不均衡をもたらすが、これらの点について委員長のお考えはどうか。

もう一点は、今度の電気事業再編成前に、たとえば日本軽金属のごとき、自家発電電力を日産から返してもらつておる所もあります。これは当時のいきさつその他からということにはなつております。稲垣通産大臣のとき、日本軽金属の自家発電電力は還付されておる。こういった過去のいきさつから見ても、将来公益事業委員会が自家発電電力について、態度は白紙であるということだけでは、現在の産業経済界に対する公益事業委員会としての態度の不徹底が、あそらく非難されざるを得ないと思ひます。私はそういう立場から、これまでそういうふうにして返還されたもの、現在新しく自家発電電力を持つておるもの、あるいは元自家発電電力を持つておつたか、さらにまたそれらの自家発電電力をとりたておるものといつたようないろ／＼なものについて、この際自家発電電力に対しては方針としては少くともかくあるべきであるということくらいは公益事業委員会として対策が立つべきである、かように考えますが、委員長の御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○松本政府委員 自家発電を返すかどうかということにつきましては、先ほどすでに大分お答えをしたのであります。新しく再編成ができました、各会社ができた上で各個のものについて見て決定するのほかにないので、これを何か主義で、返す方が原則であつて、返さないのが例外である、あるいは反対であるというようににきめて行きておることは、かえつていけません、考へております。

○今委員 それでは自家発電電力も今度新しくできる九電力会社に一応前當てて、そうしてその割当にあたつて公益事業委員会が個々のものについて検討して、あれはもどせこれは君のところで持つてよろしいという指示をされるものと解釈してよろしゅうござりますか。

○松本政府委員 これも直接に指示する権限はないと思つております。しかしこれを勧告して各電力会社がそれをやるようになるべくしたいと、そう考へております。

○今委員 この自家発電電力の配属の区分に関する私どもの見解は、この公益事業令の判断から、これらのものを九つの新会社にわけ、新会社の所屬にして、あとで検討してもどすというよりは、九つの会社に配分する前に、どれ／＼の自家発電電力というものをビツク・アップして、これは原所有者に返還されるべきものであると

いう態度を公益事業委員会がきめてかかる方が、法令上から見ても合理的であるし、そういう措置が望ましいと考へます。これに対しての委員長の御見解はどうです。

○松本政府委員 その点についてもすでにお答えしたかと思ひますが、自家発電電力の問題は非常に多いのであります。そしてこれを検討しますと、たいへん長い歳月を要します。再編成前に全部を検討してやることは、どういふでなくなつた。これは全然関係なく再編成をやりまして、再編成のきまつた後に検討するということに主義を定めましてやつて参りたい。さよう御承知を願ひます。

○今委員 それではもう一つで終りますが、もし再編成後自家発電電力を公益事業委員会が検討の結果もどせということをお勧めして、それを新しくできた電力会社がやだといつて拒否をした場合における公益事業委員会としての態度はどのようにおとりなるおつもりですか。

○松本政府委員 それはきわめて公正な立場から公益事業委員会が勧告いたしましたならば、拒否されることはないと私は思ひます。拒否されるようなことがあるような勧告はしないつもりであります。

○小金委員長 風早八十二君。

○風早委員 先ほど福田委員の質問に對して松本委員長から、いろ／＼な電力会社側の利害関係と、さらに安本等の政府からする見解と、電力の割当等について違ふ場合は、公益事業委員会が一応その調整の任に當るが、どうもそれがうまく行かないような場合、言葉は少し違つたかも知れませんが、国

会でもつてよろしくやつてもらふ、こゝういふような趣旨の御答弁があつたと思ひますが、私としてはその点は大事な御答弁だと思ひますので、もう一度はつきり伺つておきたいと思ひます。

○松本政府委員 国会に判定をされて何らかの措置をとられるというごとは、権限はあるいはあるかもしれませんが、なさることはなからうと思ひますが、いずれが正しいかということとはわれ／＼国会の情勢によつておのずからわかることと思つております。すなわちわれ／＼の考えでは、いわゆる統制主義の時代には、公益は私益に先だつという原則をきめて、いかなる小さい公益でも公益の方が先へ行くのだというので、大きな私益をも害してかまわぬということがありました。そういうことはこのごろはなくなつておると思ふ。公益の方に従つて行動するのがよろしいか、あるいは私益を立ててやる方がよろしいかということとは、各個の場合によつてきまることと思つております。そういう措置について私は安本と公益事業委員会との意見が違ふことはほとんど想像できないと思ふ、おそろくは一致するものと思ふ、万一相違するやうなことがあつたならばそれは大きな問題でありまして、そういう問題に對してどつちが正しいかということとは国会でおのずから衆議院が御決定くださることと思つておるのであります。かような意味で申し上げたのであります。国会で何らかの処置をしていただくというやうな考えではなかつたのであります。

○風早委員 何らかの処置でなくとも、とにかく国会がこの電力の割当について何らかの決定権を、つまり判定

権を持つたかどうかということを私は問題にしておるわけです。と申しますのは、今までこの料金の問題にしましては、一昨年の暮れでありましたか、突如として国会をまつた無視してきまつた。そのときにはこの料金の根本的な改訂というものは、いわゆる地域差料金というものは結局分断の地ならしであるということが問題になつたわけでありまして、はたせるかな分断の問題につきましても、これまた国会には全然諮られることなくきまつておるわけでありまして、しかも通産当局といへどもこの分断には必ずしもまつたく賛成であるというふうには私どもは了解しておらないのであります。しかしながらそれらの一切の事情を抜きにしてこればかりきまつてしまふ、こゝういふやうないきさつもあるものですか——まだいくらか多くの問題についてこゝういふことが今起つておるわけです。中日貿易の問題にしまして、これはたれも知らぬ、通産当局も少くもその中堅幹部たる課長級はその朝の新聞で知つて愕然としたといふやうな状態なんです。そういう條件のもとで、私は今の御発言は非常にけつ／＼な御発言であると思つて実はだめを押したわけでありまして、これはただ単に電力会社と安本との意見の相違だけでなく、需用者間におきまして、特需に対する特別な割当がある、あるいは割当そのものがすでに相当自由にきめられておる、それにまた追加割当がある、特配がある。こゝういふやうな場合におきまして、その他の需用者——これは業者はもちろんのことであります、また一般の家庭におきまして、ヒーター都合のよいときには非常に奨励され盛ん

に売り出されたのでありますが、今日ではもうたなざらしにならざるを得ない、こういうように非常に犠牲をこらむる需用者があるわけでありまして、これらとの関係においてもいろいろ問題が起るわけでありまして、もう現に起つておるわけでありまして、そういう場合に、これをどこで最終的に判定するか、特需々々として申しまして、これが一体どういふものであるかというやうなことにつきまして、国会として、少くともこの通産委員会、あるいはまた関連の委員会は大體においてこれを承認しておると思ふのであります。またこれは承知しなければならぬと思ふのであります。そういう点で、これは何らかの形で、やはりこういう点については国会が発言権を持つ、あるいはその判定について参加するといふやうなことでなければ、国民は納得しないのではないかと申すのであります。そういう点で、今は法規上公益事業委員会が一応最終的な責任を負い、また実権を保持しておられると思ひますが、しかしながら今後の問題として、国会との関係で、これらの重要な決定権がどこにあるかという点について、松本委員長はどういうお考えであるか。これは現公益事業委員長としてお伺ひしたいと思います。

○松本政府委員 法律上の決定権はもちろ公益事業委員会にありますが、しかしこの決定権を行使するにあつて、国会の意向を大いに参酌するといふことは当然のことと思つております。といたしまして、公益事業委員会といふやうなものにこの重大な判断権といふものが最終的にあるのが正しいか、これらはやはり当然国会が審議し、決定する。今日出されると言われる使用制限令のごときも、これらは当然国会で問題にしてしかるべきでなかつたかと思ふのでありますが、それらについて今後の問題として委員長の見解を伺つておるわけです。

○松本政府委員 こういう急を要しますこと、ことに利害関係の相当錯綜しておりますことについて、一々国会で審議し、法律でやるといふことは、立法論として私は賛成できない。公益事業委員会がやるのが非常に悪いといふときなれば、公益事業委員会の責任をひとつ問うていただいて、そうしてやめるなり何なりしていただくという方がほんとうであらう、これはすなわち行政権と立法権とのおのずから限界のある点であらうと考えております。○風早委員 使用制限規則でありますとか、そういうものが出されることについて、一々その内容のどこかについて、国会がどういふことを言つておるわけではない。しかしながら使用制限という精神、その根本の方針について、何らかの形で国会に諮られてしかるべきではなかつたか、私はそう思ふのです。使用制限といひまして、その前提があります。この使用制限は、もちろん漏水で電力が不足して来たと言われますが、電力の絶対量が不足しておるわけではない。これはやはり需用が非常に多くなつたからです。その需用は一体どういふ方面に多くなつてゐるか。それに限られた電力のより多くの部分を出すことが、国家

の大きな計画から申して、国民の利益から申して、はたして利益であるかどうか、こういうことについてもやはり一応国会で審議してしかるべきではないか。出して、あとで文句があつたら国会で問題にしたらよからう、これは結局国会といふものはあつてなきがごときものになりはしないか。私はいろいろの点でそれを危惧せざるを得ないわけでありまして。そういう点では、今の委員長の御答弁ははなはだいいいなので不足ではありますが、これ以上お尋ねしてもしようがないからやめます。

次に、公益委員会といふものは大體内閣に属してゐる、一応この点も明らかであります。しかしながら実質におきましては、閣議なりあるいは内閣総理大臣なりが一々これに對してさしずをするものではないわけでありまして、實際においては、言うまでもなく、関係当局との関係でこれらの方針といふものが出来て來てゐるのではないかと申すのであります。これらの点について、具体的にどういふ手順で公益委員の方針がきまつておるものであるか、これをひとつづつくらんにお話し願ひたいと思ひます。

○松本政府委員 これは公益事業令の定めでおる通り、委員会を開きまして、多数一すなわち五人おれば三人の意見できめるといふことでありまして、今回の臨時措置のごときは全部一致した意見できめるといふことであります。

○風早委員 それは現在の公益事業委員長は現時で非常につこりな御発言だと私は思ひます。しかし立法論

○松本政府委員 法律上の決定権はもちろ公益事業委員会にありますが、しかしこの決定権を行使するにあつて、国会の意向を大いに参酌するといふことは当然のことと思つております。

○松本政府委員 これは公益事業令の定めでおる通り、委員会を開きまして、多数一すなわち五人おれば三人の意見できめるといふことでありまして、今回の臨時措置のごときは全部一致した意見できめるといふことであります。

○松本政府委員 関係当局と交渉する必要があるときは交渉はいたします。しかし指示を仰ぐことは絶対であります。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

○松本政府委員 関係当局といふのがわかりかねますが、われわれの方、公益事業令によつて、われわれの意思によつて決定する権限を持つてゐるのです。従つて別に指示を仰ぐということはないし、また指示が來るといふこともないと思ひます。

ようなことは、もし必要ならばお答えしますが、ネオンサインは禁ずることにいたしました。今日発令しておりますから、さよう御承知ください。

○小金委員長 ほかには御発言がないようでありましたので、私から一点お尋ねいたします。先ほどから伺っている、九つの新しい会社という言葉が大分出ておりますが、それを新九会社ということで速記が混乱してはいませんかと思ひます。新しい九つの会社ということで質問しているのに、新九会社という言葉を使っておりますが、今度新しくつくられる会社は、きょういた

だいた資料によりまして、電力会社という名前を使つておられるようですが、たとえば北海道電力会社というふうに決定したのであります。その点を伺ひたいいたします。

○松本政府委員 この点はまだ決定はいたしてありません。ことに関東電力という部分が関東電力という名前で決定されるかどうかについては別の説明もございますので、その以外は大体元の配電ということにかえて、電力という言葉を使うことになると思つております。

○小金委員長 重ねて伺ひますが、そうすると新会社のこととは今後電力会社と申してさしつかえございませんか。

○松本政府委員 あるいは新電力会社とでも言つていただいたらけっこうかと思つております。

しておりません。実例として一つお尋ねしたいのは、北陸に福井県というのがあります。若狭の三郡が関西の方へ編入されている。これは私も長い間北陸に編入されるべきものであるという陳情を受けておりますが、こういう点については特別な御考慮を拂つていただいていると思ひますが、どういうふうな御処置をなさいますようか、この点をお伺ひいたします。

○松本政府委員 若狭郡でございますが、これが関西電力の方に属するといふように現在の法規はなつております。これについてただいますぐどうしようという考えはまだきめておりません。しかしその他の点においても、あるいは法規を改正する必要がある点もあるかもしれません。大いに検討したいと思つております。

○小金委員長 ありがとうございます。ほかに御発言もないようでありますから、本件の調査はこの程度で打ち切りまして、これで散会いたします。次会は明後十四日午後一時より開会いたします。予定でございますが、なお公報をもつてお知らせいたします。

午後三時四十五散会

〔参照〕

特許法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告
実用新案法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告
意匠法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告
弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告

商標法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告
〔都合により別冊附録に掲載〕